

【現行料金表】 (消費税10%)

用途	基本料金(1月につき)		水量料金(円/1m ³)		
	メーターの 口径 (mm)	金額(円)	水量区分(m ³)		
			10以下	11以上20以下	21以上
家事用	13	1,133	165	242	264
	20	1,133			
	25	2,200			
	40	4,719			
	50	9,966			
	75	17,479			
業務用	13	1,133	165	242	330
	20	1,133			
	25	2,200			
	40	4,719			
	50	9,966			
	75	17,479			
農業用	13	1,133	165	242	154
	20	1,133			
	25	2,200			
	40	4,719			
	50	9,966			
	75	17,479			
浴場営業用			99		
臨時用	メーターを 使用するとき	1,133	539		

【改定料金表】 (消費税10%)

用途	基本料金(1月につき)		水量料金(円／1m ³)		
	メーターの 口径 (mm)	金額(円)	水量区分(m ³)		
			10以下	11以上20以下	21以上
家事用	13	1,133	198	275	297
	20	1,133			
	25	2,200			
	40	4,719			
	50	9,966			
	75	17,479			
業務用	13	1,133	198	275	363
	20	1,133			
	25	2,200			
	40	4,719			
	50	9,966			
	75	17,479			
農業用	13	1,133	198	275	187
	20	1,133			
	25	2,200			
	40	4,719			
	50	9,966			
	75	17,479			
浴場営業用			132		
臨時用	メーターを 使用するとき	1,133	572		



シリーズ・厚岸町の水道 最終回

4月からの新しい水道料金

厚岸町の水道事業の現状や経営状況について皆さんにお知らせしてきたシリーズ『厚岸町の水道』。最終回は、令和3年12月の厚岸町議会第4回定例会で可決された、4月からの新料金についてお知らせします。

●問い合わせ／水道課業務係

料金改定のポイント

- 浄水場の老朽化対策や水道管の耐震化など、今後10年先の投資を見据えた料金改定
- 水量料金1立方メートルにつき各用途区分一律33円の増額、基本料金は据え置き
- 料金体系は『基本料金』と使用水量に応じて賦課する『水量料金』の二部料金制。用途区分の変更はなし
- 水道利用者が負担すべきものと、政策的配慮や他会計が負担すべきと考えられるものを区分し、一般会計等の応分の負担を求める

改定の経過と必要性

現在の水道料金は平成29年に改定したもので、これまでの料金水準から全体で約5・6%引き上げ、大幅な値上げとならないよう、概ね5年ごとに経営状況を見直ししてきました。

平成29年の改定後は、業務用での使用水量が増加傾向であったことに加え、春先の雪解けが穏やかであったことが影響し、動力費や薬品費を削減できたため、平成30年度決算までは料金改定時の見込みを上回る黒字経営となりました。

しかし、令和元年度以降、水産関連での水道使用量の減少や、新型コロナウイルスの影響も重なったことで業務用の給水収益は減少傾向となり、加えて浄水場の管理委託に要する人件費の上昇や、水質悪化の対応

のため水処理に使用する薬品費、水道管の突発的な漏水に対応するため修繕費といった費用が増加したことで収支は悪化し、令和元年度は見込みを若干上回ったものの、令和2年度からは見込みを下回り、令和3年度は赤字経営となる見込みです。

令和4年4月以降の経営の状況を見直すにあたり、今後も人口減少に伴う給水収益の減少が続き、令和3年度から赤字経営となる見通しであることに加え、シリーズ『厚岸町の水道』第2回でもお伝えしたとおり浄水場や水道管の更新など、中長期的な財政見通しのもと、今後10年先の投資的経費を見据えた料金改定を行うことにより、施設の維持更新を行うための経営基盤を確保する必要があると判断しました。

このことから、令和2年11月に水

道利用者や有識者で構成する水道事業経営審議会に、これまでの実績や将来の投資を見据えた料金の見直しや経営改善方策について諮問し、令和3年4月に答申がありました。

町ではその答申を受け、水道使用者の皆さんに意見募集を行った後、答申や意見、前回改定時の付帯決議を踏まえ、9月の町議会第3回定例会に料金を改定する条例案を提出しました。

町議会では条例審査特別委員会を設置し、10月に開催した委員会で継続審査を行い、12月の町議会第4回定例会で原案のとおり可決されました。

新しい水道料金は令和4年4月分(請求は5月)から適用になります。

4月からの水道料金、現在の料金と改定後の料金の比較方法については、次ページをご覧ください。

なお、下水道使用料は変わりません。

今後の取り組み

水道料金の改定と一般会計からの繰り入れによる収入の確保により収支の改善を図り、課題となっている老朽化の進む水道管の更新と、水道管と同様に老朽化の進む浄水場について、水源の見直しや移転も含めた検討を進め、安全で強靱、持続性のある事業経営を目指します。

4月からの水道料金

上記の表は、現在の水道料金と改定後の水道料金表です。

料金体系は、これまでと同じ使用メーターの口径による『基本料金』と使用した水量に応じて賦課する『水量料金』の二部料金制です。用途区分の変更はありません。

基本料金は据え置き、水量料金1立方メートルにつき各用途区分一律33円増額の改定としています。この改定により、水道料金は全体の10・8%の値上げとなります。

家事用の場合、4人家族の平均的な使用水量(約20立方メートル)で、改定後の料金は月額で660円の値上げとなります。

水道料金の計算例(1カ月)

- ・用途：家事用
- ・メーター口径：13mm
- ・使用水量：20m³の場合

(基本料金) 1,133円

(水量料金) 198円×10m³ = 1,980円

275円×10m³ = 2,750円

(計) 5,863円

【請求額(10円未満切り捨て)】 5,860円

660円の値上げ ↑

改正前 5,200円

【水道料金比較計算表】

用途や使用水量を入力することで、現在の水道料金と改定後の水道料金の比較ができる『水道料金比較計算表』を町ホームページに掲載していますので、ご活用ください

※ご利用には表計算ソフトのエクセルがインストールされたパソコンやスマートフォンが必要です

●ホームページ/<https://www.akkeshi-town.jp/kurashi/sumai/suido/suido/ryoukin/>



検針時のお知らせ票の

の部分から計算ができます

水道及び下水道をご利用いただきありがとうございます。

令和〇年〇月分水道料金等のお知らせ

〇〇 〇〇 様

メーター番号	〇〇〇〇〇〇〇	口径	13 mm
今回指針	1,966 m ³		
前回指針(-)	1,946 m ³		
旧メーター水量(+)	0 m ³		
使用水量	20 m ³		
水道料金	5,200 円		
下水道使用料	3,910 円		
合計	9,110 円		

(上記請求金額には、消費税及び地方消費税相当額を含んでおり、10円未満の端数は切り捨てております。)

※使用水量について不審な点がありましたら、直ちに役場水道課にご連絡ください。ご連絡がない場合は、使用水量をご了解いただいたものとして料金等を決定いたします。

※請求は、検針日の翌月となります。

(用途) 水道 家事用

下水道 一般用